

いる。ただし、これによって、加盟国の「データベース」が抜本的に改善されると期待することはできない(18)。

(2) イギリス

ブレア労働党政権の行政の効率化に関する方針を受けて、関係省庁間の情報交換を円滑化する「情報融通法 (Freedom of Information Act)」(2005年1月制定)が制定され、「データ保護法 (Data Protection Act)」とあわせて機能することとなった。(注 19)

これに基づき、内務省内に省庁間の情報融通を担当する部門(内務省・ロンドン郊外クロイドン市)が設立された。同部門は、内務省の所有する外国人の滞在・労働許可などに関するデータを、省庁間の契約に基づいて、外国人の社会的統合を担当する省庁に融通することを可能とする。しかし、データの融通は、オンライン回線ではなく、CD-ROMに収録して、ある省庁から他の省庁に供与される。

こうした関係省庁の情報の交換が人権侵害になっていないかなどを第三者機関が監視し、その結果を公開する。

特に、テロ対策としては、個人認証や画像登録が導入されるが、個人認証は「指紋」ではなく、「虹彩」による登録になるとしている。

なお、イギリスには、自国人についても外国人についても住民登録義務はないが、選挙権者は自治体に登録しなければならず、自治体は選挙権者の登録リストを管理している。

2004年5月のEUの東方拡大に伴い、イギリスは、アイルランドと同様に、EU「域内自由移動」の原則を適用している。これに伴うポーランドからの労働者及び家族の流入がかなりの数にのぼっている。こうした動向を把握する際、地域における国民保険加入者のデータが集計された。

(2) フランス

フランスでは、外国人の滞在・就労許可に関する情報は、全てペーパーで処理されており、電子化・オンライン化は遅れていた。ただし内務省は、フランスに滞在する外国人の基礎データ(氏名、出生年月日、出生場所、国籍など)の原簿となるリストを作成し、保管している。(注 20)

また、テロ対策の一環として、移民局(雇用連帯住宅省の一部、ただし、内務省の共管)の有するデータの電子化と(指紋による)生体認証システムの導入が2006年から実施される予定である。

さらに、フランスの地方行政の単位である県庁(Department)は、内部部局として、中央省庁の全てが出先機関を有している。県庁内部部局相互の情報の融通は制約されていないため、滞在・就労に関する情報を、社会的統合政策に関与する部局に必要なに応じて提供できるようになっている。こうした総合的な情報管理が、「統合政策」の実施の基盤となっている。

近年、フランスに入国する外国人との間で、「統合契約」を締結し、就労、社会保障、教育など多方面から、これら外国人のフランス社会への統合及び帰化を促進するよう努めている。

なお、フランスでは、自国人も外国人も住民登録義務はない。しかし、フランス人は、出生時に、生年月日と出生地コードを組み合わせた個人IDが割り当てられている。また、選挙権者の登録に基づき、自治体において選挙権者のリストが管理されている。

また、2005年10月～12月に、フランスの地方都市で、移民2世を中心とする若年者が、路上駐車した自動車に放火する事件が相次いだ。これらの人々は、既にフランス国籍を取得しており、外国人に対する「統合政策」の対象とはなっていない。そのことが、「統合政策」の盲点であり、今後の重要な課題となるだろう。

(3) ドイツ

ドイツ連邦共和国の成立（1949年）以後、戦前の内務行政に関する反省から、連邦政府の行政の近代化と効率化が重要な政治課題となり、ケルン市に、連邦行政庁（Bundesverwaltungsamt）が設立された。1952年には外国人行政の統合を促進するため、内務省のデータベースとして「外国人中央登録（Ausländerzentralregister）」が発足した。本データベースは、現在は1994年の「外国人中央登録法」と関係省令に基づいて運用され、関係省庁に外国人関係の特定のデータの入力義務を課すとともに、外国人関係の特定のデータへのアクセスの権利を法令上明記している（注21）。

データの融通は一部を除き、完全に外部から遮断されたドイツ・テレコム（Deutsche Telekom）の専用回線を利用しており、情報へのアクセスの許される関係行政の職員がIDを入力し、連邦行政庁に電子申請を行い、認証され次第、必要な情報がオンラインで提供される。

外国人のデータは、当該外国人自身が登録内容を開覧し、疑義があれば申し立てできるほか、第三者機関が、問題事案を審査して対策を勧告する。画像の記録は既に実施済みだが、2006年に生体認証システムが導入される。

現在では、内務省の一部である連邦移民難民庁（ニュルンベルク市）が、「外国人中央登録」を所管し、連邦行政庁（ケルン市）に運営を委託する形になっている。

2005年1月の「新移民法」の施行に伴い、滞在許可と労働許可の手続きを一本化し、市町村外国人局をone-stop-centerとしたため、外国人を雇用する企業やドイツ語講習の参加履歴などのデータが追加された。これは、労働許可制度が、連邦雇用機関による「同意」に置き換わり、ドイツ語の習得が、滞在許可発行の際に、重要な要件のひとつとして加えられたためである。

また、社会保険機関は、外国人中央登録のデータを利用して、非加入者や保険料未払者を特定し、加入を促進している。

なお、ドイツでは、住民登録のための転入・転出届は自国人及び外国人を問わず同一の法令で義務付けられている（転出手続は簡素化されている）。選挙人名簿も、これを基礎に

作成されるが、実務上は、自国人と外国人とは、自治体の異なる窓口で手続きを行うようになってきている。

4 結論—分権的外国人政策への基盤整備—

以上のように、今回の調査によって、欧州における「統合政策」は、各国における外国人に関する「データベース」による情報の共有化によって支えられている。社会保険加入や賃金税の支払などに加え、合法的な就労機会の確保、一定水準以上の住居の確保、言語教育などの提供などは、「統合政策」のなかで、総合的に確保されるべきものなのである。

しかし、こうした「データベース」は国によって相互に違いがあり、必ずしも共用化されてはいないし、国の間で考え方そのものに相当の違いがあることも事実である。

わが国においても、受入れ政策（出入国管理）と並ぶ外国人政策の第二の柱として、地域・自治体の外国人政策を強化することが必要な時期を迎えている。

具体的には、外国人を世帯として把握するだけでなく、就労先と住所の双方から社会保険未加入をチェックし、不就学児童に対する指導を強化し、NPOと連携し、日本に関する導入教育や日本語教育を受けられない外国人住民を減らすほか、外国人の医療や福祉サービス、それに雇用対策などへのアクセスの改善を図るなど、地道な施策が重要である。

そのことを実現するには、わが国の自治体の実施する外国人政策に、新たな制度的基盤を整備しなければならないであろう。

具体的には、第1は、外国人の就労状況をしっかり把握する仕組みを作ることであり、第2は、外国人住民に関する基礎的な情報を、個人情報の保護に十分配慮しつつ、「共用データベース」化し、自治体が外国人政策の実施の基礎として活用することである。

第1の問題については、2005年6月当時、法務省は、出入国管理行政のIC化を検討し、就労や就労先の機関から、入管行政に直接報告を義務付けることが必要と考えていた。しかし、このような報告を義務化しても、出入国管理行政のみで実効性を高めることは不可能で、結局、関係官庁の協力を得なければならない(注22)。

特に、外国人雇用状況については、現在、公共職業安定所が毎年1回事業主の協力の下に集めている報告の内容を拡充し、義務化し、罰則を整備することが一つの有力な案として浮上した。その際、外国人を雇用する事業主には、在留資格を確認する義務を合わせて課しておくことが必要になる。

しかし、我が国の労働法は、長年、外国人と日本人に区別なく適用する原則で組み立てられてきたため、外国人雇用に関する新たな法的措置（罰則付き）については、既存の労働関係法令の一部として法制化することに困難を伴うという指摘がある。

この問題を解決するためには、「外国人雇用法」という特別法を制定し、外国人労働者の権利と義務を規定し、併せて権利救済のための仕組み(オンブズマンなど)を導入することも検討に値する(注23)。

第2の問題は、外国人共用データベースをどのように構築するかである。「外国人集住都

市会議」は、現在の外国人登録制度を、日本人に対する住民登録制度に近接させることをかねてより要望してきた。

実際、全国レベルで、外国人のみを対象とする新たなデータベースを構築するために、巨額の財政支出を行うことは、政治的にも相当の困難が予想される。現在、いわゆる「住基ネット」というコンピュータ・システムによって運営されている、日本人の「住民登録制度」を活用すれば、新たなデータベースを構築することは容易という見方もある。

しかし、現在の「住基ネット」に登録されている個人情報、第三者の閲覧が認められており、個人情報の保護の観点から問題がある上に、自治体ではインターネットと住基ネットが同じ端末で利用されるなど、情報の濫用を防止する措置に配慮が欠ける面がある。つまり、個人情報保護の観点からは、まず「住基ネット」の改善を図ることが先決で、これが、外国人の共用データベースとして「住基ネット」を活用する前提となるだろう。

このため現時点では、外国人に関する「共通データベース」を、安易に「住基ネット」の中に創設するという構想を推進するのは危険であり、条件が揃っているとは言いがたい。したがって、入国管理のIC化に伴い、新たに創設されるデータベースや、外国人雇用状況報告の拡充に伴う新たなデータベースを活用し、これを共用化して関係行政からの基本情報をインプットする可能性も検討すべきであろう。

いずれにせよ、人口減少の時代における新たな外国人政策を展望すれば、「縦割り」の国の行政が独占している情報を、個人情報の厳重な管理の下で自治体が活用できるようにし、もって、自治体が、外国人の出入国、就労や居住のみならず、社会保険の加入や子弟の教育状況などを総合的に把握し、外国人に権利の行使を保障し、義務の履行を確保できるようにすることは、外国人政策の前進のため、当面の最重要課題のひとつといえよう(注24)。

注

- (1) 外国人集住都市会議(2004)を参照。
- (2) わが国の主要な外国人法制には、出入国管理及び難民認定法と外国人登録法があるに過ぎず、市町村における外国人登録は、しばしば、居住場所も正確に把握されておらず、就労場所や社会保険加入状況などを体系的に把握できる状況にない。
- (3) 一般永住者は、サンフランシスコ講話条約で日本国籍を失った在日韓国・朝鮮人とその子孫(特別永住者)を除き、「永住者」の在留資格を有する者である。
- (4) 2006年2月20日に、JITCO国際部で聴取したものである。
- (6) 志甫(2005)を参照。
- (7) Commission of European Communities(2005a)及び(2005b)、井口泰(2005c)を参照。
- (8) 詳細は井口(2005c)を参照
- (9) 井口(2001)pp 125~127
- (10) Kommission der Europaeischen Gemeinschaften(2000)、井口(2001)p126を参照。
- (11) Commission of Eiropean Communiries(2003a) pp17~18
- (12) 外国人集住都市会議(2004)によれば、「多文化共生社会」とは「日本人住民と外国人住民が、お互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深めるなかで、健全な都市生活

に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした真の共生社会」をいう。

- (13) Commission of European Communities(2004)を参照。これに対する各方面の反応を踏まえ、2005年12月、欧州委員会は「行動計画」(Commission of European Communities 2005)を提出した。なお、EUの共通移民政策のうごきは、井口(2005a)及び井口(2005e)参照。
- (14) Commission of European Communities (2003a)pp18を参照。
- (15) DGJ(2005)pp21~26を参照。
- (16) 本節の記述は、Commission of European Communities(2003a)及び(2003b)に依拠している。
- (17) 2005年9月12~23日に、筆者が欧州3ヶ国と欧州委員会を訪問し実施した聞き取り調査による。
- (18) 2005年9月15日、EU法務自由安全総局での聞き取りによる。
- (19) 2005年9月22日、イギリス内務省(クロイドン)での聞き取りによる。
- (20) 2005年9月20日、フランス雇用連帯住宅省での聞き取りによる。なお、同省人口移民局の活動については、Direction de la Population et des immigration(2004)参照。
- (21) 2005年9月12日、ドイツ内務省連邦行政庁(ケルン)での聞き取りによる。
- (22) 法務省の当時の考え方は、法務省(2005)に報告され、自民党(2005)において提案されている。
- (23) 井口(2004)や井口(2005b), (2005c)などは、外国人雇用法の制定と共用データベースの整備が、自治体レベルの外国人行政にとって不可欠と指摘している。
- (24) 内閣府(2005)(第2次答申)において、自治体レベルの外国人政策の推進のための外国人データベース整備の必要性が強調されている。

参考文献

- Commission of the European Communities(2005), *Policy Plan on Legal Migration*, COM(2005) 669 final
- Commission of the European Communities(2004), *Green paper on an EU approach to managing economic migration*, Brussels COM(2004)811 final
- Commission of the European Communities(2003a), *Immigration, Integration and Employment*, Brussels,
- Commission of the European Communities(2003b), *Employment in Europe 2003*, pp185~198
- Direction de la population et des migration(2004) *Rapport d'activité 2003*, Paris
- Director General, Justice Freedom and Security, Commission of the European Union (DGJ 2004) *The Handbook on Integration for policy-makers and practitioners*

- 自民党(2005)「治安対策特別委員会資料」(平成 17 年 6 月 15 日)
- 外国人集住都市会議(2004)『豊田宣言』
 - 法務省 (2005a)「外国人の在留管理に関する検討事項」犯罪対策閣僚会議提出資料(平成 17 年 6 月 28 日)
- 法務省入国管理局(2005b)『平成 17 年度版 出入国管理』国立印刷局
 - 井口 泰 (2005a)「EU の共通移民政策への動きとドイツ新移民法」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業『人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究』平成 16 年度総括研究報告書(主任研究者千年よしみ)pp182~196
 - 井口 泰(2005b)「外国人労働者：政策転換の展望と制度整備の課題」『月刊 NIRA 政策研究』May2005、Vol18,No.5,pp17~23
 - 井口 泰(2005c)「諸外国の外国人政策と地方自治体の対応」(財)全国市町村国際文化研修所『国際文化研修』第 48 号
 - 井口 泰(2005d)「東アジアの人材開発・還流戦略の具体化を」日本経済研究センター『東アジア経済統合に向けた日本の優先戦略分野』pp71-89
 - 井口 泰(2005e)「欧州統合と移民・外国人労働者政策—政策転換の展望—」政治経済学・経済史学会『歴史と経済』第 187 号 (XLVII-3) (2005 年 4 月)
 - 井口 泰(2004)「外国人労働者受入れ：段階的な定住策へ転換を」日本経済新聞『経済教室』2004 年 9 月 7 日付
 - 井口 泰 (2001)『外国人労働者新時代』ちくま新書
- Kommission der Europaeischen Gemeinschaften(2000), *Mitteilung der Kommission an den Rat und das Europaeische Parlament uber eine Migrationspolitik der Gemeinschaft*, Bruessel, 22.22.2000, KOM (2000) 757
- 内閣府(2005)『規制改革・民間開放推進会議第 2 次答申』2005 年 12 月 21 日
- OECD(2005) *Trends in International Migration*, Paris
- 志甫啓(2005)「南米日系人の地域分布の決定要因」日本経済学会春季大会報告論文 (2005 年 6 月 4 日)

IV - 2 - 第6章

欧州における国際人口移動に関する世論と移民の社会的統合

小島 宏

1. はじめに

欧州の中でも戦前から長期にわたって移民を受け入れてきたのはスイス、ベルギー、フランスくらいであるが、イギリス、スウェーデン、ドイツ、オーストリア、オランダが意に沿わない形で移民受け入れ国になり、イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドがその後、移民送り出し国から移民受け入れ国に転換した。そのような歴史的な差異が欧州各国における移民人口の規模に反映している(Penninx 2005a:138)。また、それが各国の移入管理政策、移民の社会的統合に関する政策に反映している。さらに、EU 諸国について言えば、EU 共通の移民政策に対する各国政府、各国市民の態度にも反映している。

1990年代後半以降、EU は共通移民政策を採る方向での方針を打ち出してきた。実際、EU レベルの共通移民政策は 1999 年5月1日にアムステルダム条約が発効して初めて実施可能となり、1999～2004 年についてはタンペレ・プログラム、それ以降はハーグ・プログラムによって EU の移民・難民政策が規定されてきた。2000年11月にはタンペレ・プログラムに基づき EU 委員会から「共通移民政策」と題された文書が出された(EU 2000)。また、その後に出されたいくつかの EU 指令は共通の移民政策・社会的統合政策を視野に入れたものであった。これと併行する形で 2000 年3月の欧州理事会に基づく経済成長と雇用のためのリスボン戦略の一環として高度技術者を中心とする経済移民が促進されてきたが、2004年11月には EU 委員会から「経済移民を管理するための EU のアプローチ」と題された緑書が出され(EU 2004)、2005年2月には EU 委員会からリスボン戦略の再生が提案され、3月の欧州理事会と欧州議会で承認された。2005年7月に EU 委員会から出た「成長と雇用のための EU の共通行動:EU のリスボン・プログラム」では8種類の基幹的行動の一つとして経済移民に対する共通アプローチの開発が挙げられている(EU 2005a)。また、2005年3月に EU 委員会から出された「人口変動への直面:世代間の新たな連帯」と題された緑書では移民の人口学的貢献が謳われている(EU 2005b)。しかし、各国の主権に加え、経済移民についてさえ賛否両論あることと、国際人口移動がテロ・組織暴力との関係で安全保障上の問題になって抑制的傾向にあることが共通移民政策の障害となっていると言われる(den Boer 2005)。

2005年7月のロンドンにおける自爆テロの直前の 2005 年5～6月に実施された EU 市民等月例世論調査、第 63 回 Eurobarometer(EB63)では、EU の優先的政策課題として 15 の選択肢から3者を選択することが対象者に求められた。その結果(EU 2005c)によれば、EU25 カ国全体では「失業対策」が 47%に選択され首位となったが、「不法移民対策」は 15%で第8位であった。しかし、国別に見ると、イギリスでは「不法移民対策」が 35%で、40%で首位の「組織暴力・麻薬密輸対策」に次ぎ、34%の「テロ対策」、33%の「社会的排除対策」を若干上回って第2位を占めた。「不法移民対策」が 30%を超えたのは 32%のマルタだけで、それに次ぐのは 20%のアイルランドなので、主要国のなかでも英国において特に不法移民に関心が高いことが窺われる。実際、英国で上位に挙げられた政策課題が自爆テロと無関係でないので、英国市民が英国社会の問題をある程度正確に認識していることを示しているものと思われる。また、英国では 2004 年 10～11 月の第 62 回調査と比べて「テロ対策」が 15%ポイント低下し、「不法移民対策」が 2%ポイント上昇したことから後者が第2位に浮上したが、次回調査ではテロの影響で順位が大きく入れ替わるものと思われる。今回の

英国自爆テロの影響についてはまだ分析可能なマイクロ(個票)データが利用可能になっていないが、2001年9月11日の米国同時多発テロの影響については、特に「イスラム嫌い(Islamophobia)」との関連での研究が若干ある。

欧州では1973年からEU(旧EC)により定期的実施されてきたEBをはじめとして、移民関連の設問を含む世論調査が行われてきた。近年、それらのマイクロデータが利用可能になり、欧米の政治学者、社会学者、経済学者等によって移民、外国人、移民政策、差別、政党支持等に関する態度(世論)の規定要因が多変量解析の手法により分析されるようになってきた。本稿ではまず、欧州における国際人口移動に関する世論の動向と要因を示すとともに反移民的右翼政党の台頭の動向と要因を示し、1国レベルとEUレベルの統合政策について論じる。その際、EU諸国、特に若干の土地勘があるフランスの事例を中心に取り上げることとする。なお、1990年代までの欧米諸国における国際移動者の社会的統合に関する議論については小島(1993)、日本における国際人口移動政策に対する態度の規定要因についてはKojima(1996)を参照されたい。

2. 国際人口移動・移民に関する世論

欧州における国際人口移動・移民に関する世論調査は実は世論調査機関や行政機関よりも早くから各国の人口研究機関が実施してきた。フランス国立人口研究所(INED)は1951年に国際人口移動に関する世論調査を実施し(Riandey 1990)、その成果を同研究所の叢書の一部として刊行したが、恐らくそれがヨーロッパにおける国際人口移動に関する全国的な世論調査としては最初のものであろう。その後も同研究所は1970~71年、1973~74年にも同様な調査を実施したが、それ以来、同種の調査は実施していないようである。しかし、近年、イタリア、オランダ、ドイツ、フィンランド等の人口研究機関では実施されるようになった。また、国際人口移動政策に関する世論調査は人口政策に関する世論調査の一部としても実施されてきた(例えば、Moors and Palomba 1995)。

しかし、1980年代以降はISSPのような国際比較社会調査のテーマの一つとして実施されたり、2002/2003年から始まった第1回欧州社会調査(ESS-2002/2003)において国際人口移動に関する質問が尋ねられたりもしているが、むしろEU委員会によるEBのように行政目的も帯びた世論調査の一部として実施されたりするようになってきた。フランスの場合も国家人権諮問委員会(CNCDH)が人種差別対策として「人種差別主義に対するフランス人の態度」と題された世論調査を1990年から毎年実施しているが、標本抽出法、調査員、設問等に批判もある(de Rudder 2000)。以下においては、主として以上の国際比較調査に基づく移民、移民政策に対する世論、被差別経験の多変量解析の結果を紹介することとする。

(1) 移民に関する世論

EU市民はEU内外からの移民に経済的脅威や文化的脅威を感じると言われ、各種の世論調査に基づく要因分析がなされてきた。Hainmueller and Hiscox (2004)はESS-2002/2003データを用いて出身地別移民受け入れの積極性に対する教育をはじめとする独立変数の効果に関する分析によれば、一般的には教育水準が上がると移民の受け入れに積極的になるが、スペイン、ポルトガル、ハンガリーでは豊かな欧州以外(貧しい欧州、豊かな欧州域外、貧しい欧州域外)からの移民

受け入れの積極性に対する教育水準の影響が有意でなくなる傾向があることを示した。また、すべての国について各種独立変数の影響を分析した結果によれば、教育水準、熟練水準、所得、移民の友人があることはすべての出身地からの移民受け入れの積極性に対して正の効果を持ち、年齢、右翼政党支持はすべての出身地からの移民受け入れの積極性に対して負の効果をもつことを示し、少数民族地域居住であることは貧しい欧州、貧しい欧州域外からの移民受け入れの積極性に対して正の効果を持ち、女性であることは豊かな欧州域外を除く地域からの移民受け入れの積極性に対して負の効果を持ち、移民でないことは有意な効果をもたないことも示した。

他方、Citrin and Sides (2004)は ESS-2002/2003 データを用いて移民による経済、仕事、犯罪、文化、税負担に対する悪影響についての認識と移民増加に対する態度の規定要因を分析した。全種類の悪影響の認識について移民が異民族であるとの認識、移民数が相対的に多いとの認識、文化的単一性の選好が正の効果を持ち、移民の友人をもつこと、経済情勢についての満足度、学生であること、社会への信頼感、帰化したこと(在住 10 年未満)、在住国の市民でないこと(在住 10 年未満・10 年以上)、が負の効果をもつことが示されている。また、多くの独立変数は有意でないにしても同じ方向の効果をもつが、認識する悪影響の種類によっては逆の効果をもつ独立変数もある。生活満足度は経済、仕事、文化に対する悪影響についての認識に負の効果をもつが、犯罪については正の効果をもつし、女性であることは経済に対する悪影響についての認識に正の効果をもつが、犯罪と文化については負の効果をもつことが示されている。

次に、Citrin and Sides (2004)はこれらの悪影響に関する認識を含めない場合と含めた場合に、独立変数が移民増加に反対する態度にどのような効果を及ぼすかを分析している。これらの悪影響に関する認識はすべて有意な正の効果をもつが、それを含めた場合に有意でなくなる独立変数と逆に有意になる独立変数がある。前者のうち、移民が異民族であるとの認識は正の効果を失い、生活満足度、帰化したこと(在住 10 年未満)、在住国の市民でないこと(在住 10 年未満・10 年以上)は負の効果を失う。後者のうち、年齢は正の効果をもつようになり、EU 域外からの移民の社会経済的地位に関する認識は有意な負の効果をもつようになる。

(2) 移民政策に関する世論

Mitchell (2005)は EU 市民が EU 域内からの移民にはあまり脅威を感じないが、東欧からの移民に経済的脅威を感じ、イスラム教徒の移民に文化的脅威を感じているかどうかを確認するため、EB53 のほか、1993 年(EB39)と 1997 年(EB48)のものを用いてそれぞれの地域からの移民制限に対する賛意の規定要因について多水準分析を行った。EU 域内からの移民制限に対する賛意に関する個人レベルの独立変数としては年齢、右翼的イデオロギー、偏見、不熟練労働従事が正の効果を持ち、男性であること、教育が負の効果をもつことを見だし、国レベルの独立変数としては失業率が負の効果を持ち、交差項としては不熟練労働従事と純移入数の交差項が負の効果をもつことを見だした。これらの効果のうち、男性であること、失業率上昇率、不熟練労働従事と純移入数の交差項の負の効果は予想に反するものであることから必ずしも経済的な脅威が感じられていないことを窺わせる。東欧からの移民制限に対する賛意に関する個人レベルの独立変数としては年齢、右翼的イデオロギー、偏見、不熟練労働従事が正の効果を持ち、国レベルの独立変数としては右翼政党得票率が 1 割以上であること、失業率上昇率が正の効果を持ち、交差項としては右翼的イデオロギーと純移入数の交差項が正の効果を持ち、東欧からの移民に対して経済的な脅威が感じられていることを窺わせる。イスラム教徒(EB39 と EB48 の場合は地中海以南出身者)移民

制限に対する賛意に関する個人レベルの独立変数としては年齢、右翼的イデオロギー、偏見、不熟練労働従事が正の効果をもち、国レベルの変数は有意な効果をもたないが、交差項としては右翼的イデオロギーと純移入数の交差項が正の効果をもち、不熟練労働と純移入数の交差項、教育と純移入数の交差項が負の効果をもち、イスラム教徒移民に対して経済的な脅威よりも文化的脅威が感じられていることを窺わせる。

他方、Luedke (2005)は 2000 年 EB53 のマイクロデータを用いて EU レベルの移民政策に対する賛意の規定要因についてロジスティック分析をしている。当時の EU15 か国のうちで賛意をもつ回答者が半数を超えたのはオランダ、イタリア、スペイン、ベルギー、フランスのみでその順に低くなって行くことが示された。EU レベルの移民政策に対する賛意に対して EU 加盟への肯定的態度、多国籍企業均等待遇への賛意、少数民族が多すぎないとの態度、大学教育、欧州へのアイデンティティ、在学中であることが正の効果をもち、国家へのアイデンティティ、ユーロ通貨への否定的態度、EU 拡大への否定的態度、EU 加盟への否定的態度、男性であること、少数民族が大すぎるとの見解が負の効果をもち、年齢、高卒であること、左翼的イデオロギー、右翼的イデオロギー、失業者であること、現業労働者であることが有意な効果をもたないことが示された。態度(意識)変数間の相関が強いこともあり、教育以外の個人的属性がほとんど有意な効果をもたない結果となっている。

(3) 被差別経験

EU では 1997 年のアムステルダム条約との関連もあり、2002 年2～3月の EB57.0 のテーマを差別とし、「反差別 EU 行動計画」で対象とした5つの基準(人種・民族、宗教・信条、障害、年齢、性的指向)に基づく差別に関する EU 市民の意識調査を行った(EU 2003)。EU15 カ国平均に関する結果によれば、自分自身が差別を経験した者は比較的少なく、年齢差別が5%で第1位、国際移動者関連では人種・民族差別が3%で第2位、宗教・信条差別が2%で第3位であったが、目撃したことがある者は人種・民族差別が 22%で第1位となり、宗教・信条差別が9%で、学習・精神障害者差別(12%)、身体障害者差別(11%)に次ぐ、第4位であった。人種・民族差別目撃経験比率が高いのはオランダ(35%)、スウェーデン(31%)、フィンランド(31%)、フランス(28%)といった社会的統合政策が進んでいると思われる国なので、実際に頻度が高いことを意味するのか、差別に敏感なために気づきやすいことを意味するのか分からない。

フランスの 2003 年生活史調査では被差別経験を尋ねており、移民関連属性による被差別経験の格差を分析した Berque (2005) によれば、(17 歳以上)対象者全体では 32%が否定的態度を受けた経験があるのに対して、移民1世の場合は 34%、移民2世の場合は 44%で、移民2世で最大であった。しかし、否定的態度の度合いについては最も強い「権利の否定」の経験者が移民1世で 15%、移民2世で 14%、全体で 10%、次に強い「不公平な扱い」の経験者が移民1世で 22%、移民2世で 18%、全体で 17%とむしろ移民1世の方が強い度合いの差別を受けた者の割合が高い。EB の場合とは異なり、動機に関して人種差別という選択肢はないが、移民1世の場合、人種差別と関連するとともに上位を占める「出身地」、「話し方」、「皮膚の色」、「姓名」がその順で多く、移民2世の場合、「姓名」、「出身地」、「皮膚の色」、「話し方」の順で多い。それぞれにおいて4つの合計が 25%と 27%を占め、対象者全体で 14%しか占めないのとは対照的である。

被差別経験に関する国際比較調査の多変量分析はなさそうであるが、それに近いものとしては Dustmann et al. (2004)によるイギリスで少数民族が人種的嫌がらせを受けた経験の規定要因の

分析がある。男性、高学歴者、学生、一部地域出身者が嫌がらせを受けた経験が多いのに対してイギリス国外生まれが受けた経験が少ない傾向があるが、後者はフランスにおいて移民1世より2世の方が否定的態度を受けた経験が多いことと符合する。また、年齢は逆U字型の関係をもち、30代が嫌がらせを受けた経験がもっとも多い。他方、居住地属性についてみると、ロンドンと高失業率地域居住の場合に嫌がらせを受けた経験が多く、偏見がある白人の割合が高いと経験が少ないが、後者は予想外の結果である。これについて著者たちは白人に対する質問が明らかにするような態度は少数民族との接触を避けさせるようなものではないかと推測しているが、後述の Norris(2005)の分析結果ともつながるような結果である。

3. 反移民的世論と極右政党の台頭

(1) 反移民的極右政党の台頭

フランスの国民戦線(FN)をはじめとする反移民的傾向をもつ極右政党は西欧諸国ですでに1970年代以前から一定の支持を得ていた。1980年代以降の反移民的世論の高まりを受け、それらの多くが移民排斥を主な主張として掲げるようになり、国政レベルで無視できない数の議席を獲得するようになってきたと言われる。2000年のオーストリア総選挙においては反移民的極右政党の自由党(FPO)が政権に参画し、ハイダー政権が誕生した。また、フランスの国民戦線、オーストリアの自由党に加え、イタリアの国民同盟・北部連盟(LN)、スイスの人民党(OVP)、ノルウェーの進歩党(FrP)も国政レベルで1割以上の議席を獲得したことがある(Gibson 2005: Table 1)。さらに、ベルギーのフランマン・ブロック(VB)はフラマン地域の分離を唱えるとともに欧州外からの移民排斥を唱えて1981年の選挙から着実に得票率を高めたものの、ドイツのバーバリア地方で移民排斥を表看板に掲げてキリスト教民主同盟(CDU)から独立して1989年から1993年の地方選挙で躍進した共和党(REP)はコール政権が彼らの主張を一部取り入れると急速に力を失った。同様に、イギリスでも1967年に結成された国民戦線が1977年の選挙で若干の躍進をみたが、反移民的言動で人気があった保守党指導者の支援を得たサッチャー政権が1979年に誕生して移民抑制的な政策を採ると急速に勢力が衰えた(Pettigrew 1998)。

1995年のフランスの大統領選挙の第1回投票では国民戦線の党首ルベンが得票率約15%で第3位となり、2002年の大統領選挙の第1回投票では第1位のシラク現大統領の得票率(19.88%)に次ぎ、第3位のジョspan社会党党首(16.18%)を若干上回る16.86%を得票した。このようなフランスにおける投票行動の変化は9.11同時多発テロの影響による可能性がある。実際、Roemer and Van der Straeten(2004)による1988年、1995年、2002年の選挙後調査マイクロデータの重回帰分析は争点が経済的問題(公共部門の規模)中心から非経済的問題(移民・安全・法と秩序)中心へと移ったことを示しており、そのような可能性を裏付けている。

近年、フランスを含む欧州諸国の選挙後調査マイクロデータのデータベースができたこともあり、欧州における反移民的極右政党支持拡大の要因に関する実証分析が増加しつつあり、反移民的感情を独立変数に導入したものもいくつかある。例えば、Norris(2005)によるオーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、イタリア、オランダ、ノルウェー、スイスの欧州8カ国における極右政党への投票行動のマイクロデータに各国のESS-2002/2003に基づくマクロデータを付与したデータのロジスティック分析は表を見る限り、「文化保護主義的態度」に分類された難民、多文化主義、経済的平等

への態度が否定的である場合に極右政党への投票確率が高まるが、移民に対する態度が否定的な場合は極右政党への投票確率が低くなるという一般的な予想外の結果を示している。著者はその結果について特記していないが、直前の散布図の分析で個人レベルでは反移民的態度が極右政党に対する投票を促進するが、国レベルで集計した反移民的態度は個人の投票行動に影響しない旨を述べているので、このことが予想外と思われるような結果の要因とみているものと思われる。

(2) 反移民的極右政党台頭の要因

反移民的極右政党の台頭のより一般的要因の分析としては、例えば Gibson(2005)によるものがある。彼女はその要因としてある程度補完的で時間的な順序に沿った①「不平増幅仮説」、②「政治的機会構造仮説」、③「差別残響音室仮説」を検証している。①「不平増幅仮説」は移民人口が増大し、社会経済的状況が悪化すると、移民に対する人種的・社会経済的な憤りが増大し、反移民的極右政党の支持が高まるというものである。②「政治的機会構造仮説」は小政党代表が選出されやすい選挙制度、政党の林立、中央集権化、政党指導者レベルにおける移民の問題視や中道的イデオロギー（特に中道左派与党と中道右派野党の組み合わせ）といった政治状況が、反移民的極右政党の得票拡大に有利であるとするものである。③「差別残響音室仮説」は回りの人々も自らと同様な憤りを感じていると認識するようになると、反移民感情の政治的表出が刺激され、反移民極右政党の支持が急に高まるというものである。

Gibson(2005)は 1988 年・1994 年・2000 年 Eurobarometer のマイクロデータにマクロデータを付与したデータの多水準分析により、反移民的極右政党支持に個人レベルの独立変数のうちではアイデンティティーに基づく反移民的感情も経済的利害に基づく反移民的感情も有意な正の効果をもつが、前者の効果の方が大きいこと、それに加えて民主主義に対する不満も有意な正の効果をもつことを示した。同じく①「不平増幅仮説」を検証するための国レベルの社会経済的機会構造に関する独立変数のうちでは失業率と EU 域外出身外国人比率が有意な正の効果をもち、特に前者の効果が大きく、失業率が 1% 高まると支持率が 2% 強高まることが示されたが、難民地位申請者比率は有意な効果をもたないことが明らかになった。②「政治的機会構造仮説」を検証するための国レベルの政治的機会構造に関する独立変数のうちでは、右派主流の中道への近さが予想通りに有意な正の効果をもつが、左派政権の存在は予想に反して有意な負の効果をもち得票比例的でない選挙制度は有意な効果をもたないことが示された。左派政権の予想に反する効果は、むしろ中道右派政権の場合の方が効果的な移民政策を採らなかった場合の選挙民の失望が大きいからではないかと推測している。

Gibson(2005)は③「差別残響音室仮説」を検証するため、国レベルでの反移民的感情や民主主義に対する不満の平均値を独立変数としているが、アイデンティティーに基づく反移民的感情と民主主義に対する不満が予想通りに有意な正の効果をもつものに対して、経済的利害に基づく反移民的感情が予想に反して有意な負の効果をもつことが示された。最後の予想に反する結果は移民が経済や社会秩序に対する脅威と国レベルで感じられる場合は、選挙民が直接的な移民政策を求めてむしろ主流政党に投票するためではないかと推測している。他方、コントロール変数のうちで男性であることが正の効果、年齢が負の効果をもち、予想通りの結果となったが、労働市場で移民と競合すると言われるブルーカラー労働者・失業者であることは有意な効果をもたなかった。Gibson(2005)は 1990 年代半ば以前には、それらの層以外でも反移民的極右政党支持があったた

めではないかと推測している。

(3) 反移民的極右政党台頭の影響

反移民極右政党の指導者達は主流政治家が移民政策・統合政策に失敗しているので、移民を排斥すべきと主張する傾向がある。その結果、前述のドイツのコール首相やイギリスのサッチャー首相やフランスのシラク大統領の例のように、主流政治家が移民関連政策について右寄りに舵を切る傾向があるとされる(Pettigrew 1998)。また、統合政策が進んでいたはずのオランダの場合でさえ、2002年の極右政党(LFP)の大躍進後、すべての政党だけでなく、マスコミまで移民政策・統合政策について右傾化した結果、LFPを含む連立政権の際の同党出身の移民・統合大臣よりも2003年始めの連立政権解消後の左翼政党出身の移民・統合大臣の方がさらに右傾化した政策を実施したと言われる(Penninx 2005b)。反移民的極右政党以外の政治家だけでなく、マスコミまでがその影響を受けて反移民的な言説を弄するようになり、移民関連政策が急激に右傾化したというのは統合政策が進んだ国だからこそ生じたのであろう。同様に急激な右傾化がデンマークでも見られたこともその傍証となると思われる。それほど急激でないにしても、極右政党の少なくとも一時的な台頭の影響による移民関連政策の右傾化の傾向は他の北西欧諸国でも多かれ少なかれ見られる。

EU関係機関では各国を代表するような政治家による差別的言説に対して異論を唱えるのが難しいこともあるためか直接批判はしていないようである。しかし、欧州評議会に付属する「人種差別主義・不寛容に対する欧州委員会(ECRI)」は2005年3月17日に「政治的言説における人種差別主義的、反ユダヤ教的、外国人排斥的要素の利用に関する宣言」(Council of Europe 2005)を出した。ECRIの宣言は、人種差別主義的、反ユダヤ教的、外国人排斥的な政治的言説がもはや極右政党に限定されなくなり、ますます主流政党に伝染し、この種の言説が正統化され、矮小化される危険が生じているだけでなく、欧州における世論の全般的論調に悪影響を与える可能性があることと憂慮している。また、ECRIの宣言はこの種の政治的言説が非市民と少数者集団に対する差別とステレオタイプを伝え、移民・難民に関する議論の人種差別主義的・外国人排斥的な内容を強化することを深刻に受け止めているとする。さらに、この種の言説はイスラム教を脅威として描くことを意図してその歪んだイメージを伝えることが多く、一部の政治家・政党は明示的ないし暗黙的に反ユダヤ教的態度を助長し続けていることも深刻に受け止めているとする。この宣言の内容からみると、EUやEU加盟諸国政府による反人種差別的的政策にも関わらず、状況があまり改善していないようであるが、9.11同時多発テロの影響を受けた移民排斥の世論の高まりと極右政党の活性化やマスコミ報道の増大があるのかもしれない。

他方、極右政党台頭やマスコミ報道増大が移民政策や反人種差別政策を含む統合政策に影響を与えてきた可能性もある。実際、Givens and Luedtke (2005)は1990年から2002年までのイギリス、フランス、ドイツにおける移入管理政策、移民統合政策に関する法律の制定を従属変数とする計量政治学的分析を行い、新聞での移民問題報道頻度が移民数・難民数、失業率、経済成長率の影響をコントロールした後も新規移民数抑制的な立法の増加に寄与し、右翼政党台頭が既存移民統合抑制的な立法の増加に寄与したが、新規移民数抑制的な立法の増加には寄与しなかったことを見いだした。また、反移民的極右政党台頭の影響として、移民に対する暴力を減らしているという説がある。実際、そのような政党が強いフランス、デンマーク、ノルウェーでは暴力事件が少ないのに対して、そのような政党が弱いドイツ、イギリス、オランダ、スウェーデンでは暴力事件が多

いが、歴史的にみるとそのような説は成り立たないとも言われる(Pettigrew 1998)。しかし、移民問題報道頻度、移民数・難民数、失業率、経済成長率の影響をコントロールすることが歴史の影響をある程度、除去することを意味するとすれば、英独仏3か国も含めた欧州で反移民的極右政党台頭が統合政策のあり方を左右し、移民受け入れ国国民の移民に対する態度を左右している可能性もあるのではないかとと思われる。

4. 移民統合政策の動向

Penninx (2005a) によれば、北西欧州各国は事実上の移民受け入れ国であるが、それを自覚しておらず、国家レベルでの統合政策が実施されるのが遅れたり、いまだに存在しなかったりする。存在したとしても危機的な状況への対応としてなされた、細切れの対策である。その点、スウェーデンとオランダは例外的である。欧州各国に移民受け入れ国としての自覚がなく、制限的な移民政策を実施していることから、各国の移民・統合政策は最低限の共通項しかもない。また、EU の移民政策は原則的に EU 全体に関するもので欧州委員会が実施すべきものであるが、統合政策は各国の主権に属するものであり、EU レベルの政策については閣僚理事会での全会一致の合意がなければならない上、強制力がない。そこで、EU レベルの統合政策は消極的な政策、反差別政策に留まっている。そこで、本節においては Penninx (2005a) による欧州各国の統合政策の区分を紹介し、EU レベルの統合政策に関する議論を紹介し、EU レベルの反差別政策を紹介することにする。なお、EU 諸国政府関連機関により定義された統合の概念については例えば、小島(1993)を参照されたい。

(1) 一国レベルの統合政策

Penninx (2005a) は法律・政治、社会・経済、文化・宗教の3つの次元の符号(+/-)によって各国の統合政策をタイプ分けしている。このうちの1(+++), 2(++-), 3(+--)は編入政策、4(-++), 5(--+), 6(---)は排除政策に区分されているが、後者はいわゆる「ゲストワーカー」政策に当たるとのことである。オランダの1980年までの政策は4であったが、オーストリアの政策は5、スイスの政策は6であったとし、現在もそれほど変わっていないとしている。しかし、1970年代末以降、多くの欧州諸国はゲストワーカーが長期的に留まるであろうと認識するようになり、編入政策の方向に舵を切った。ただし、イギリスの場合、大多数の移民が英連邦出身でイギリスの旅券をもっていたため、ゲストワーカー政策がなかった。もともと形式的に法律・政治の次元で編入がなされていたイギリスを含め、欧州諸国の統合政策はこの次元での編入に関する共通点をもつような方向に変化したが、政治的共同体の成員権に関する考え方の違いから多数の相違点も残っている。

Penninx (2005a) は編入政策のタイプ1を多文化政策とし、タイプ2を同化政策とし、1980年代から90年代前半までのイギリス、オランダ、スウェーデンの政策を多文化政策、フランスの政策を同化政策と特徴づけているが、フランスの場合、近年、相違の権利を尊重するようになり、多文化政策に傾いてきたとする。しかし、実際には+と-の区分は曖昧なものであるし、各国の統合政策がすべての次元で同じような方向に同じようなスピードで変化している訳ではないとする。法律・政治の次元ではEU諸国においてEUの規定による「第3国の国民」に対する最低限の居住権が付与さ

れるという点で共通するようになった。また、帰化に関する法律で属地主義を採るフランスと血統主義を採るドイツの差異も縮小してきた。さらに、社会・経済の次元、特に就業関連の権利・特典において平等・被差別への収斂圧力が強く働いている。

しかし、文化・宗教の次元では各国間で大きな相違が見られる。多文化主義に基づくイギリス、スウェーデン、オランダの政策は、公共領域における文化的・宗教的伝統の顕示を制限するフランス、ドイツ、オーストリアの政策と対照的である。この次元については EU 等からの外圧はないし、言語と宗教は各国の国民アイデンティティーと密接な関係があるため、収斂が難しいものの、地域レベルではイスラム教徒を交渉相手とするといったように収斂の方向も見られる。ただし、公立学校での宗教教育や宗教団体の学校設立については各国間で大きな相違が残っている Penninx (2005a)。また、公的領域での同化圧力が強いフランスでさえ、現在の中道右派政権になってから全仏イスラム教評議会 (CFCM) の下にイスラム教徒の諸集団を特典付きで組織化する試みがなされており、イスラム教徒をフランス社会に間接的に統合するための努力がなされているし、イスラム教徒のフランス国民の間で2級市民扱いされているという認識が広がっていることに対して、移民2世を政界や報道界で登用したり、反差別対策を整備したりする努力もなされていると言われる (Laurence 2003)。

(2) EU レベルの統合政策

かつての EU 加盟各国は EU レベルの移民政策を国益に反し、脅威となりうるものと見なしてきたこともあり、EU レベルの統合政策も反差別政策を中心とする最低限のレベルに留まってきたが、近年の不法移民増加と人口減少には EU 共通の政策によってのみ対処できるとの認識の高まりを受けて、積極的な移民政策・統合政策の必要性が認識されるようになったと言われる (Penninx 2005a)。実際、den Boer(2005)によれば、2004 年後半にオランダが EU 大統領を務めた際に European Policy Centre and King Baudouin Foundation(2005)が統合に関する共通基礎原則 (CBP)を取りまとめたが、そこでは人口動向(高齢化・技能労働力不足等)と経済発展(技能労働者獲得のための国際競争)の課題に直面する EU において移民政策と統合政策を効果的に運用できるように公共政策を共通の枠組みの下で組織する必要があることが謳われた。2004 年 11 月に採択されたハーグ・プログラムでは新たな統合に関するアジェンダの必要性が承認された。EU 閣僚理事会は 2004 年 11 月 19 日の公文書 14615/04 で CBP を系統的に解説しながら、統合を投資と見なすとともに、権利平等・反差別政策を積極的統合の中心に置く戦略を承認したが、国際移動自体を経済的、社会的、政治的、文化的に有益なものとして見なしていた。EU 憲法条約も統合政策に法的根拠を与えることを宣言している。

den Boer(2005)によれば、CBP は統合がダイナミックな両方向の過程であり、各住民による EU の基本的価値観の尊重を意味することを強調している。そして、後者の原則が一部の EU 諸国で生じたような権利に基づくアプローチから責任・価値観に基づくアプローチへの動きを勘案している点が重要であるとしている。実際、イギリスやオランダでは統合の一環としての市民権付与に関する議論で、受け入れ社会の言語、歴史、制度に関する基礎知識をもっていることが強調されている。雇用、教育、社会制度のほか、公的・私的な財・サービスへの平等なアクセスが統合改善の必要不可欠な条件だと見なされている。EU と各国政府内で、統合政策を関連する政策体系の中で主流化し、各種政策を操作化するための明確な目標、指標、評価メカニズムを整備するための努力がなされねばならない。従って、政策統合が統合自体の前提条件であると思われている。しかし、

den Boer(2005)は以上のようなトップダウンの政策に対して基本的には賛成しながらも、コミットメント、関与、資源、情報、透明性と組み合わせられた統合政策の「オーナーシップ」を提唱することが重要であると批判的に述べている。また、EU の統合政策が地域社会によって自動的に採用されると期待することはできず、巧妙なコミュニケーション・実施戦略が成功の前提条件であるとしている。しかし、「オーナーシップ」は具体的な成果を上げることに尽力し、変換過程で必須の触媒となるような「統合主体」なしでは実現されないと述べている。

den Boer(2005)は欧州委員会としては統合政策に対する総合的なアプローチを示しながら、横断的な政策アジェンダを提示する必要があるとしている。その場合、政策が分離されるのを防ぐため、European Policy Centre and King Baudouin Foundation (2005)が勧告しているような総局間の作業委員会を設置し、雇用、教育、住宅の問題に重点を置くべきことを提案している。また、EU 憲法条約批准が完了しないことから、EU はハーグ・プログラムのようにすでに了承された行動プログラムを統合政策の基礎とする必要があるとしているが、その中では第三国出身の合法的居住者とその子孫の統合を成功させることにより社会の安定と凝集性が促進されるとともに、小地域、地方、国、EU の各レベルでステーク・ホルダーを関与させるような総合的なアプローチが提唱されていると述べられている。EU 加盟国政府は公的・私的組織、市民社会をCBPの実施に関与させるという難行を行うことになるが、人種間の緊張がもっとも敏感に感じられる小地域レベルに特別の注意を払う必要があると結論している。

(3) EU レベルの反差別政策

EU 本体としては差別一般に関する文書を比較的多く出すようになり、移民、少数民族、人種、宗教への差別に対する政策は其中で扱われる場合が多くなったように見受けられる(例えば、EU 2005d)。これは 2000 年6月に「人種・民族的起源に関わらず人を平等に扱う原則を実施するためのEU評議会指令」が出されてからすぐに、同年11月に「雇用と職業における平等な扱いのための一般的枠組みを確立するためのEU評議会指令」が出されていることと関係しているのかもしれない。後者では前者を引用した上で、宗教・信仰、障害、年齢、性的指向に基づく差別も非難している。

欧州評議会に付属する「人種差別主義・非寛容に対する欧州委員会(ECRI 2001)」は「人種差別主義に反対する欧州会議の全般的結論」において人種・民族的起源に基づく差別と宗教・信仰の関係についてさらに踏み込んだ結論を出している。「宗教差別と非寛容」と題された項によれば、欧州会議は宗教・信仰が人種・民族的起源と関係するため、宗教・信仰に基づく差別を禁止せず人種・民族的起源に基づく差別から総合的に保護することが難しいことを認識していると述べ、この点に関して ECRI の一般政策勧告5番目のイスラム教徒に対する非寛容・差別への闘いを参照する必要があるとしている。この勧告では2000年の時点ですでにイスラム教やイスラム教徒コミュニティへの非寛容が増大する傾向を指摘し、どちらかと言えば、イスラム教徒の側に立つ16項目にわたる勧告を提示している。これに対してEBPではEU加盟国政府の側に立つような条件が付けられている。すなわち、欧州市民の権利ないし国内法を侵害しない限り、多様な文化・宗教の実践は基本的人権憲章の下で保証され、保護されねばならないとされている。

この背景には欧州で9.11同時多発テロ以降、さらにイスラム教徒の移民に対する世論が厳しくなってきたことがあるようである。移民に対する世論そのものも宗教による影響を受けていることが十分に考えられる。Guiso et al. (2002) は欧州諸国が半分近く占める世界価値観調査(WVS)の

1981～84年、1990～93年、1995～97年調査の54カ国のデータを用いて対象者自身の宗教と対象者が居住する国で多数派の宗教が移民に対する非寛容性に及ぼす影響を検討した。この研究によれば、カトリック国ではカトリック教徒、新教徒、ヒンズー教徒の場合に非寛容性が強い傾向があるが、ユダヤ教徒の場合に弱い傾向がある。新教国では新教徒と仏教徒の場合に非寛容性が強い傾向があるが、カトリック教徒の場合に弱い傾向がある。一般的に多数派の宗教と同じ宗教をもつ対象者は非寛容性が強い傾向があるが、カトリック教徒の対象者は新教国では非寛容性が弱い傾向があるのは興味深い。いずれにしても宗教間の融和を図る必要があろう。

他方、van Dalen and Henkens (2005) はオランダについて無宗教者との比較で宗教の移民増加に対する選好に対する影響を検討しているが、カトリック教徒とオランダ新教徒が移民増加に否定的であるのに対してキリスト以外の宗教をもつ者(イスラム教徒・ユダヤ教徒等)が肯定的であることを見出した。しかし、筆者による ESS-2002/2003 のマイクロデータを用いたヨーロッパ 21 カ国における移民政策に対する態度の規定要因に関するロジット分析結果によれば、「国」と「国内イスラム教徒比率区分」に関するマクロ変数(国レベルのダミー変数)で統制した場合、イスラム教徒は他の少数派宗教の信者と同様、各種移民(「多数者集団と同じ民族」「多数者集団と異なる民族」の移民や「ヨーロッパの豊かな国」「ヨーロッパの貧しい国」「ヨーロッパ以外の貧しい国」からの移民)の受け入れに反対する傾向があるほか、EU レベルの移民政策に反対する傾向がある(小島 2006)。

EU 人種差別主義・外国人排斥監視センター(EUMC)の委託によりヨーロッパ労働社会センター(ECWS 2001)は地域レベルにおける宗教間平等と寛容を促進するための実践に関する報告書を作成した。そこでは①イスラム・コミュニティが制度化された政策決定過程に積極的に関与するように奨励し、対話のよりインフォーマルなチャンネルに含めるようにする、②能力形成過程におけるそれらの自己組織化を支援することにより、積極的な関与を奨励する、③政策の有効性を評価するためだけでなく、差別と戦うための努力が真剣に受け止められねばならないとする明白なシグナルを異なる地域コミュニティに送るためにも監視手続きを確立する、④関係者が差別・寛容欠如という微妙な問題に対処しても「安全」と感じるように保証しながら、組織内に開放的で建設的な論議を確立する、⑤差別・寛容欠如の問題に対する敏感さが地域コミュニティ成員に対するサービス供給の質にとって必須の部分であることについての認識を高めるように努力を続ける、との五つの勧告がなされた。

van Tubergen & Maas (2004) は 1980～2001 年の(欧州 15 カ国を含む)先進 18 カ国における人口移動調査等のマイクロデータとマクロデータを用いて移民の経済的統合(労働力参加と雇用)に関する多水準分析を行い、移民の出身国の宗教がキリスト教以外の場合に統合が抑制されることを見出している。以上のような政策が必要なことは明らかであろう。また、調査時点以前の左翼政党の政権参加度合いが高い場合に統合が促進されることを見出している。反移民的になりがちな極右政党が政権に参加しない方が移民の経済的統合にとって望ましいことは確かであろう。実際、社会民主党政権が長く、統合政策の実践が進んでいるとされるスウェーデンでは 9.11 同時多発テロ以降、イスラム教徒の外国人に対する労働市場差別が強まっていないことが見出されている(Aslund and Rooth 2004)。

5. おわりに

欧州でもスイス、ドイツ、オーストリアのような国レベルの統合政策が細切れか存在しない国では、適切な政策の策定についての圧力や権限の拡大要求が国内の大都市に由来すると言われるが (Penninx 2005a)、わが国の場合は外国人人口比率が高い「外国人集住都市会議」からそのような要求が出されてはいるものの、必ずしも巨大都市が参加していないことから中央政府に対する影響力が大きくなく、国レベルにおける統合政策の整備がなかなか進んでいないし、地域レベルにおける統合政策を実施できる権限も限られたものになっている。

しかし、わが国の場合、これまでのところ、国際人口移動の分野での外圧は自由貿易協定・経済友好協定 (FTA/EPA) の一環としての相手国労働者の受け入れに関してはあるし、人身売買に関して米国の報告書でブラックリストの載せられたことによるものはあったが、それらは主として移入管理政策に関するものであり、統合政策に関するものはなさそうである。しかし、今後は韓国、中国、ブラジル、フィリピン等の旧来・新来外国人の出身国から統合政策に関する要求が高まる可能性はある。また、日本経団連等の経営者団体からの外国人労働者受け入れ促進の圧力は次第に高まりつつあるし、いずれは組合から受け入れ促進の動きが出てくる可能性も考えられる。さらに、国政レベルでも宗教関連政党や「革新」政党から外国人受け入れ促進の動きが出てくる可能性もあるが、そのような場合には外国人排斥的な極右政党が出現し、勢力を拡大しかねない点が危惧される。すでに国際結婚が婚姻総数の5%となり、日系ブラジル人をはじめとする外国人が定着しつつあるわが国はすでに事実上の移民受け入れ国になりつつあり、少子高齢化が進み、人口減少が始まるにつれてその度合いが高まるものと思われるので、欧州の経験に学び、多文化共生を進めて行く必要があろう。

引用文献

- Aslund, Olof, and Dan-Olof Rooth. 2004. "Shifting Attitudes and the Labor Market of Minorities: Swedish Experiences after 9-11." *IFFAU Working Paper*, 2004:16.
- Berque, Marilyn. 2005. "Le vécu des attitudes intolérants ou discriminatoires par les personnes immigrées et issues de l'immigration." *Études et Résultats*, No.424.
- Citrin, Jack, and John Sides. 2004. "European Immigration in the People's Court." Paper presented at the conference "Immigration in a Cross-National Context: What Are the Implications for Europe?," Luxembourg, 21-22 June 2004.
- Council of Europe, European Commission against Racism and Intolerance (ECRI). 2001. "General Conclusions of the European Conference against Racism." European Contribution to the World Conference against Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and Related Intolerance, Strasbourg, 11-13 October 2000.
- Council of Europe, European Commission against Racism and Intolerance (ECRI). 2005. "ECRI Declaration on the use of racist, anti-Semitic and xenophobic elements in political discourse." (http://www.coe.int/T/E/Human_Rights/Ecri/1-ECRI/4-Relations_with_civil_society/1-Programme_of_action/14-Public_Presentation_Paris_2005/Declaration%20eng.asp#TopOfPage).
- de Rudder, Véronique. 2000. "À quoi sert le sondage annuel sur le racisme?" *Hommes et migrations*, No.1227, pp.89-98.
- den Boer, Monica. 2005. "Ins and Outs of an EU Integration Policy: The Position of Migrants in the

- Era of Security.” Lecture for Cicero Foundation Seminar, 10 June.
- Dustman, Christian, Francesca Fabbri, and Ian Preston. 2004. “Racial Harassment, Ethnic Concentration and Economic Conditions.” *CREAM Discussion Paper Series*, No.03/04.
- European Centre for Work and Society (ECWS). 2001. *Situation of Islamic Communities in five European Cities: Examples from Local Initiatives*. Vienna: European monitoring Centre on Racism and Xenophobia.
- European Policy Centre and King Baudouin Foundation(2005) “Beyond the Common Basic Principles on integration: The next steps.” *EPC Issue Paper*, 27 (Revised).
- European Union. 2000. *Communication from the Commission to the Council and the European Parliament on Community Immigration Policy*. [COM(2000)757final].
- European Union. 2003. *Discrimination in Europe* (Eurobarometer 57.0 Executive Summary). Brussels: EU.
- European Union. 2004. *Green Paper on an EU Approach to Managing Economic Migration*. [COM(2004)811 final].
- European Union. 2005a. *Communication from the Commission to the Council and the European Parliament. Common Actions for Growth and Employment: The Community Lisbon Programme*. [SEC(2005)981].
- European Union. 2005b. *Communication from the Commission. Green Paper “Confronting demographic change; a new solidarity between the generations.”* [COM(2005)94 final].
- European Union. 2005c. Eurobarometer 63, First Results. Brussels: EU.
- European Union. 2005d. *Equality and Non-Discrimination in an Enlarged European Union*. Brussels: EU
- Gibson, Rachel K. 2005. “‘Its Nothing Personal but...’: Individual versus Contextual Determinants of Support for Anti-Immigrant Parties in Western Europe.” Paper presented at the Annual Meeting of the American Political Science Association, August 31-Sept. 4, Washington, DC.
- Givens, Terri, and Adam Luedtke. 2005. “European Immigration Policies in Comparative Perspective: Issue Salience, Partisanship and Immigrant Rights.” *Comparative European Politics*, Vol.3, pp.1-22.
- Guiso, Luigi, Paola Sapienza and Luigi Zingales. 2002. “People’s Opium? Religion and Economic Attitudes.” *NBER Working Paper*, w9237.
- Hainmueller, Jens, and Michael J. Hiscox. 2004. “Educated Preferences: Explaining Attitudes Toward Immigration in Europe.” Mimeo, Kennedy School of Government, Harvard University.
- 小島 宏. 1993. 「入移民統合の概念」『人口問題研究』第 49 巻第2号, pp.14-32.
- Kojima, Hiroshi. 1996. “Determinants of Attitudes toward Population Aging in Japan.” 『人口問題研究』第 52 巻第2号, pp.1-16.
- 小島 宏. 2006. 「欧州在住ムスリムと移民に対する態度」日本中東学会編『日本中東学会・第 22 回大会研究発表要旨集』(印刷中).
- Laurence, Jonathan. 2003. “The New French Minority Politics.” *U.S.-France Analysis Series, the Brookings Institution*.
- Luedtke, Adam. 2005. “European Integration, Public Opinion and Immigration Policy.” *European*

- Union Politics*, Vol.6, No.1, pp.83-112.
- Mitchell, Nathan K. 2005. "Does Context Matter? The Determinants of Attitudes Towards Restrictions on Immigration in the European Union." Paper presented at the Annual Meeting of the Southeast Political Science Association, New Orleans.
- Moors, Hein, and Rossella Palomba. 1995. *Population, Family and Welfare: A Comparative Survey of European Attitudes*, Volume I. Oxford: Clarendon Press.
- Norris, Pippa. 2005. *Radical Right: Parties and Electoral Competition*. Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Penninx, Rinus. 2005a. "Integration of Migrants: Economic, Social, Cultural and Political Dimensions." UNECE (ed.). *The New Demographic Regime: Population Challenges and Policy Responses*. New York: United Nations, pp.137-151.
- Penninx, Rinus. 2005b. "Bridges between Research and Policy? The Case of Post-War Immigration and Integration Policy in the Netherlands." *International Journal of Multicultural Societies*, Vol.7, No.1, pp.33-48.
- Pettigrew, Thomas F. 1998. "Reactions toward the New Minorities of Western Europe." *Annual Review of Sociology*, Vol.24, pp.77-103.
- Roemer, John E., and Karen Van der Staeten. 2004. "Xenophobia and Distribution in France: A Politico-Economic Analysis." *Cowles Foundation Discussion Paper*, No.1478
- Riandey, Benoît. 1990. "Repertory of the Demographic Surveys Conducted in Metropolitan France." *Population: An English Selection*, Vol.2, pp.213-230.
- Van Dalen, Hendrik P., and Kène Henkens. 2005. "The Rationality behind Immigration Policy Preferences." *De Economist*, Vol. 153, No.1, pp.67-83.
- Van Tubergen, Frank, and Ineke Maas. 2004. "The Economic Incorporation of Immigrants in 18 Western Societies: Origin, Destination, and Community Effects." *American Sociological Review*, Vol.69, No.5, pp.704-727.